

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成22年10月7日(2010.10.7)

【公開番号】特開2009-64316(P2009-64316A)

【公開日】平成21年3月26日(2009.3.26)

【年通号数】公開・登録公報2009-012

【出願番号】特願2007-232735(P2007-232735)

【国際特許分類】

G 06 Q	50/00	(2006.01)
G 06 Q	10/00	(2006.01)
G 06 Q	30/00	(2006.01)
A 47 F	5/00	(2006.01)
G 06 K	17/00	(2006.01)
G 06 K	19/07	(2006.01)
G 06 K	19/00	(2006.01)
G 09 F	19/00	(2006.01)

【F I】

G 06 F	17/60	1 1 8
G 06 F	17/60	5 0 6
G 06 F	17/60	3 2 6
A 47 F	5/00	E
G 06 K	17/00	F
G 06 K	17/00	L
G 06 K	19/00	H
G 06 K	19/00	Q
G 09 F	19/00	J

【手続補正書】

【提出日】平成22年8月25日(2010.8.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

店舗内に陳列される各商品に対応づけて設置される電子棚札であって、
商品を販売するための棚札情報を記憶する棚札情報記憶手段と、
前記棚札情報に対応する商品情報を記憶する商品情報記憶手段と、
前記棚札情報記憶手段に記憶された前記棚札情報を表示する表示手段と、
顧客の携帯端末と近距離で通信を行う近距離通信手段と、
顧客の操作に応じて、前記商品情報記憶手段に記憶された前記商品情報を前記顧客の携帯端末に送信することを指示する指示手段と、

前記指示手段の指示に応じて、前記商品情報記憶手段から前記商品情報を読み出し、読み出した前記商品情報を前記近距離通信手段により前記顧客の携帯端末に送信させる制御手段と、

を具備する電子棚札。

【請求項2】

前記商品情報記憶手段は、複数種類の商品情報を記憶し、

前記指示手段は、前記複数種類の商品情報の種類に対応する複数のキーを具備し、前記制御手段は、前記指示手段における複数のキーのうち、操作されたキーに対応する付加情報を前記付加情報記憶手段から読み出し、読み出した付加情報を前記近距離通信手段により前記顧客の携帯端末に送信させる請求項1記載の電子棚札。

【請求項3】

前記近距離通信手段は、前記顧客の携帯端末が電子棚札本体に接近したことを検出するために検出信号を送信し、

前記制御手段は、前記近距離通信手段が送信した前記検出信号に対して前記顧客の携帯端末が応答した際に、前記顧客の携帯端末に前記商品情報を送信させる請求項1記載の電子棚札。

【請求項4】

前記商品情報記憶手段は、複数の形式で表現された商品情報を記憶し、

前記制御手段は、前記顧客の携帯端末から顧客の属性を示す属性情報を前記近距離通信手段により受信し、受信した属性情報に対応する顧客の属性に合う形式で表現された商品情報を前記商品情報記憶手段から選択的に読み出して前記近距離通信手段により前記顧客の携帯端末に送信させる請求項1記載の電子棚札。

【請求項5】

通信ネットワークを介して店舗サーバに接続する接続手段と、

前記店舗サーバから前記通信ネットワークを介して送信される商品情報を前記商品情報記憶手段に設定する設定手段と、

を具備する請求項1記載の電子棚札。

【請求項6】

電子棚札と店舗サーバとが通信ネットワークを介して接続された電子棚札システムであって、

前記店舗サーバは、商品情報を記憶するデータベース記憶手段と、前記データベース記憶手段から読み出した商品情報を前記通信ネットワークを介して前記電子棚札に送信する送信手段と、を具備し、

前記電子棚札は、商品を販売するための棚札情報を記憶する棚札情報記憶手段と、前記棚札情報に対応する商品情報を記憶する商品情報記憶手段と、前記棚札情報記憶手段に記憶された前記棚札情報を表示する表示手段と、前記通信ネットワークを介して前記店舗サーバに接続する接続手段と、前記店舗サーバから送信される商品情報を前記商品情報記憶手段に設定する設定手段と、顧客の携帯端末と近距離で通信を行う近距離通信手段と、顧客の操作に応じて、前記商品情報記憶手段に記憶された前記商品情報を前記顧客の携帯端末に送信することを指示する指示手段と、前記指示手段の指示に応じて、前記商品情報記憶手段から前記商品情報を読み出し、読み出した前記商品情報を前記近距離通信手段により前記顧客の携帯端末に送信させる制御手段と、

を具備する電子棚札システム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

請求項1記載の発明の電子棚札は、店舗内に陳列される各商品に対応づけて設置される電子棚札であって、商品を販売するための棚札情報を記憶する棚札情報記憶手段と、前記棚札情報に対応する商品情報を記憶する商品情報記憶手段と、前記棚札情報記憶手段に記憶された前記棚札情報を表示する表示手段と、顧客の携帯端末と近距離で通信を行う近距離通信手段と、顧客の操作に応じて、前記商品情報記憶手段に記憶された前記商品情報を前記顧客の携帯端末に送信することを指示する指示手段と、前記指示手段の指示に応じて、前記商品情報記憶手段から前記商品情報を読み出し、読み出した前記商品情報を前記近

距離通信手段により前記顧客の携帯端末に送信させる制御手段と、を具備する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

請求項2記載の発明は、請求項1記載の電子棚札において、前記商品情報記憶手段は、複数種類の商品情報を記憶し、前記指示手段は、前記複数種類の商品情報の種類に対応する複数のキーを具備し、前記制御手段は、前記指示手段における複数のキーのうち、操作されたキーに対応する付加情報を前記付加情報記憶手段から読み出し、読み出した付加情報を前記近距離通信手段により前記顧客の携帯端末に送信させる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

請求項3記載の発明は、請求項1記載の電子棚札において、前記近距離通信手段は、前記顧客の携帯端末が電子棚札本体に接近したことを検出するために検出信号を送信し、前記制御手段は、前記近距離通信手段が送信した前記検出信号に対して前記顧客の携帯端末が応答した際に、前記顧客の携帯端末に前記商品情報を送信させる。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

請求項4記載の発明は、請求項1記載の電子棚札において、前記商品情報記憶手段は、複数の形式で表現された商品情報を記憶し、前記制御手段は、前記顧客の携帯端末から顧客の属性を示す属性情報を前記近距離通信手段により受信し、受信した属性情報に対応する顧客の属性に合う形式で表現された商品情報を前記商品情報記憶手段から選択的に読み出して前記近距離通信手段により前記顧客の携帯端末に送信させる。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

請求項5記載の発明は、請求項1記載の電子棚札において、通信ネットワークを介して店舗サーバに接続する接続手段と、前記店舗サーバから前記通信ネットワークを介して送信される商品情報を前記商品情報記憶手段に設定する設定手段と、を具備する

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

請求項6記載の発明の電子棚札システムは、電子棚札と店舗サーバとが通信ネットワークを介して接続された電子棚札システムであって、前記店舗サーバは、商品情報を記憶す

るデータベース記憶手段と、前記データベース記憶手段から読み出した商品情報を前記通信ネットワークを介して前記電子棚札に送信する送信手段と、を具備し、前記電子棚札は、商品を販売するための棚札情報を記憶する棚札情報記憶手段と、前記棚札情報に対応する商品情報を記憶する商品情報記憶手段と、前記棚札情報記憶手段に記憶された前記棚札情報を表示する表示手段と、前記通信ネットワークを介して前記店舗サーバに接続する接続手段と、前記店舗サーバから送信される商品情報を前記商品情報記憶手段に設定する設定手段と、顧客の携帯端末と近距離で通信を行う近距離通信手段と、顧客の操作に応じて、前記商品情報記憶手段に記憶された前記商品情報を前記顧客の携帯端末に送信することを指示する指示手段と、前記指示手段の指示に応じて、前記商品情報記憶手段から前記商品情報を読み出し、読み出した前記商品情報を前記近距離通信手段により前記顧客の携帯端末に送信させる制御手段と、を具備する。